

リースバック契約※は慎重に！

～今の生活を変えずに大金が手に入るの？～

契約書

『※リースバック』とは…

自宅を売って現金を得て、売却後は毎月家賃を支払うことで、住んでいた自宅に引き続き住むことができる仕組み



自宅を売却する

売買代金を得る

毎月家賃を払う



お金がないよ～
どうしよう、困ったなあ…



①

②



それならリースバック
がいいですよ！
自宅を売っても、
そのまま住み続け
られます！

③

④

それはいい！
お金もすぐに手に
入るし、家にも住み
続けられるね！
良かった～！



家賃を値上げします
不満があるなら、退去してください



退去！？
住み続けられるって
聞いていたのに、
話が違うじゃないか！



ここに注意！

- ❗ 毎月の家賃を無理なく支払い続けられる？
- ❗ 退去を求められた場合、住む場所を確保できる？
- ❗ 契約の内容や仕組みを十分に理解している？
- ❗ 不動産業者に自宅を売却する場合、**クーリング・オフはできません！**

住む期間が長くなると、家賃総額が
自宅の売却金額を上回ることも！



売却後も、ずっと住み続けられる
とは限りません！

たとえば…

- 自宅の売却価格が相場より安い
- 家賃が相場に比べて高額
など…

年末にかけて、特にご注意ください！ ～断ったのに海産物が送られてきた？～



「海産物を買ってほしい」という電話に、あいまいな返事をしたので心配になり、着信履歴を見て業者に電話した。しかしコール音が鳴るだけで、誰も出ない。



突然知らない業者から電話で海産物を勧められ、断ったのに着払いで商品が届いた。

ポイント

消費者のみなさんへアドバイス

- ◆不要である場合は、**きっぱり断りましょう**
- ◆断ったのに商品が届いた場合は、受け取りを拒否し、代金は支払わないようにしましょう
- ◆電話勧誘を受けて契約したときは、**クーリング・オフができます**

× いいです
けっこうです
大丈夫です

あいまいな断りの言葉は、「OK」と解釈されることも！

○ いりません！
必要ないです！



「消費生活出前講座」を利用してみませんか？

- ◆最新の悪質商法について
- ◆契約トラブル等の相談事例紹介
- ◆トラブルへの対処法など

各地域に出向いて消費トラブルに関する知識をわかりやすくお伝えします！

講座は無料！

サロン会など
少人数でもOK！

※詳しくはお電話ください！



最上消費生活センター

〒996-0002

新庄市金沢字大道上 2034(最上総合支庁 1階)

【相談受付】9:00～17:00

(土日祝日・年末年始除く)

【電話番号】0233-29-1370

「188」で最寄りの消費生活センターにつながります

11月・12月の法律無料相談

■期 日：11月10日(火) 12月8日(火)

■時 間：13:30～15:30

■場 所：最上総合支庁

■相談時間：お一人30分となります

弁護士による専門的なアドバイスが受けられます。



※事前予約が必要ですので、当センターへお問い合わせください。